



ひろしま「働き方改革」

広島労働局

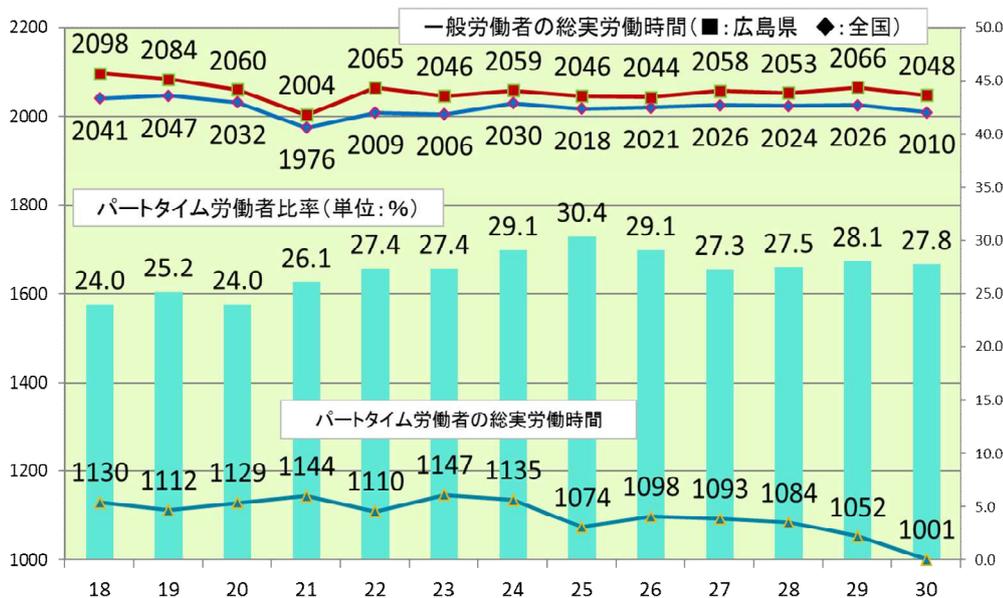


「働き方改革」とは？

労働環境を根本から見直し、時間外労働の抑制や休暇取得を推進するとともに、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献などに対応できる多様な働き方、業務の見直し等による効率的な働き方を広め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現につなげていく。これが「働き方改革」です。

広島県の現状は？

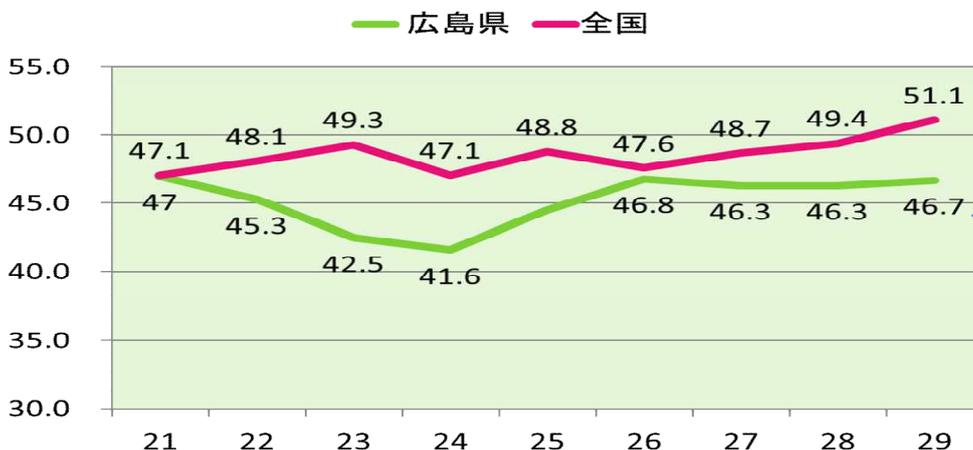
就業形態別年間総労働時間及びパートタイム労働者の比率



一般労働者の年間総労働時間は、2,000時間を超えたまま推移しています（全国を上回っています）。

(厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上)による)

年次有給休暇取得率の推移(全国と広島県 の比較)



広島県の年次有給休暇の取得率は50%を下回り、全国の取得率を下回っています。

(広島県：広島県職場環境実態調査、全国：厚生労働省「就労条件総合調査」による)

どうして「働き方改革」が必要なの？

我が国では、長時間労働者の割合が依然として高く、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっています。また、過労死などに係る労災申請・認定件数も高水準で推移している状況があります。特に広島県は、全国に比べ総労働時間は長く、年次有給休暇の取得率も低い状況にあります。

「働き方改革」を進めることによって、過労死などの防止はもちろん、すべての人々が健康で安心して生き生きと働くことができるようになること、そして人材の確保・育成、生産性の向上など企業側にも効果があり、その中で女性が活躍し、また若者や高齢者なども能力を発揮できる社会を実現していく必要があります。

そのために、国は「仕事と生活の調和憲章」などで以下の目標を掲げています。

| | 現状（全国） | 目標（2020） |
|----------------------|--------------|----------|
| 労使の話し合いの機会の設置 | 55.1%（2017年） | 100% |
| 週労働時間 60 時間以上の労働者の割合 | 6.9%（2018年） | 5% |
| 年次有給休暇取得率 | 51.1%（2017年） | 70% |

「働き方改革」のために何をすればいいの？

時間外労働の削減

- ・長時間労働の抑制について、経営トップがメッセージを発信
- ・「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の設定とその徹底
- ・「朝型勤務」の導入
- ・勤務間インターバル(※)制度の導入

※勤務間インターバルとは
勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するもの

年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇の取得促進について、経営トップがメッセージを発信
- ・毎月1日以上年休取得の徹底・年に4回（年末年始、GW、お盆、秋の連休）連続1週間の休暇取得
- ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入

その他の多様な働き方

- ・テレワークを活用した在宅勤務制度の導入等
- ・年次有給休暇以外の休暇制度の導入（例：病気休暇、ボランティア休暇、勤続年数節目休暇、バースデー休暇）
- ・育児、介護に従事したり、がん治療中等フルタイム勤務ができないなどの事情のある社員のために、多様な正社員制度の導入

広島労働局の取組状況について

広島労働局では、多くの事業所の方に「働き方改革」を進めていただけるよう取組を展開するために、平成27年1月9日、広島労働局「働き方改革推進本部」を設置し、情報の収集・発信や事業所に対する支援など様々な取組を進め、「働き方改革」に対する機運の醸成を図っています。

管内事業所の取組事例

○ 株式会社もみじ銀行

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----|
| 社員数 | 約 1,300 名 | 業 種 | 金融業 |
|-----|-----------|-----|-----|

取組内容：朝方勤務（ゆう活）の取組

- 退社しやすい雰囲気作りのため、「朝方勤務適用者用カード」を作成し周知
- 始業時刻（基本は 8 : 30）を最大 7 : 30 まで繰り下げ可能
- 取り組みやすくするため、前日の 17 時まで申請が可能
- 通勤事情を考慮し、交通アクセスの良い 3 店舗で 9 月の 1 か月間実施

効 果：社員から好評価、取組拡大を検討予定

「朝集中して仕事できた」

「夕方に家族団らんができた」

「ゆう活を実施しない社員も時間管理意識が高まった」

○ A社

| | | | |
|-----|--------|-----|-----|
| 社員数 | 約 40 名 | 業 種 | 製造業 |
|-----|--------|-----|-----|

取組内容：所定外労働削減の取組

- 業務効率の向上と多能工化の推進による業務の平準化
- 仕事の見える化と標準時間の設定
- コミュニケーションによる相互理解の促進

効 果：所定外労働時間 63.8%減少（6年間で月 8 時間⇒2 時間 54 分）
年次有給休暇取得日数 3.3 日増加（6年間で 1 日⇒4.3 日）

～無料コンサルティングのご案内～

広島労働局では、「働き方改革」を進める取組を考えておられる事業所の方に対して、当局に配置されている「働き方・休み方改善コンサルタント」が訪問し、アドバイスや情報提供等をさせていただき無料コンサルティングを実施しています。

是非、ご利用をご検討ください。



「働き方・休み方改善ポータルサイト」をご利用ください！

厚生労働省HPで右記バナーをクリックしてください。



企業診断ができます。

診断結果に基づき対策を提案します。

※ その他、企業の取組事例を詳しく紹介しています。

「働き方改革」に関するお問い合わせ先

広島労働局 雇用環境・均等室

〒730-8538

広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5階

電話 082-221-9247